

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第41条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-9	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） i. 蓄電池 （旧）常設代替交流電源からも給電できる （新）常設代替交流電源設備からも給電できる	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-10	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 （旧）通常時は元弁を閉弁する運用とする。 （新）通常時は元弁を閉弁する運用とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-27	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 10.5.2.1 概要 （旧）重大事故等対処施設は、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によって （新）重大事故等対処施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-37	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） 第10.5.1図 消火栓設備系統概要図 （旧） <u>ディーゼル鼓動消火ポンプ</u> <u>エンジン駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）</u> （新） <u>エンジン駆動消火ポンプ</u> <u>ディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）</u>	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-23	以下の記載について、女川の審査実績を踏まえ充実を図りました。（下線部参照） (1)凍結防止対策 （旧）凍結を防止するため、屋外の消火配管は凍結深さ（700mm*1）より深く埋設することを基本とする。ただし、地上化された屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。また、屋外に設置する火災感知設備については、外気温度が-19℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。 （新） <u>屋外に設置する火災感知設備及び消火設備は、泊発電所において考慮している最低気温-19℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</u> 凍結を防止するため、屋外の消火配管は凍結深さ（700mm*1）より深く埋設することを基本とする。ただし、地上化された屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火栓本体はすべて、凍結を防止するため、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通過状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水を可能とする地上式（不凍式消火栓型）を採用する設計とする。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 1.2 火災による損傷の防止【41条】（SA41 r. 4.2）	41条-17	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (3) 火災受信機盤 （旧）・屋外の代替非常用発電機エリア （新）・屋外の代替非常用発電機エリア	